

◆『臨時福祉給付金』(経済対策分)の申請等について

1. 『臨時福祉給付金』(経済対策分)とは

平成28年10月からの消費税率の引き上げ(8%→10%)が2年半延期されたことを踏まえ、経済対策の一環として町民税(均等割)が課税されていない一部の方に、臨時福祉給付金を支給します。

①支給対象者

昨年の平成28年1月1日時点で大崎町に住民票があり、平成28年度の町民税(均等割)が課税されていない方。【平成28年度臨時福祉給付金(1人につき3,000円)の受給対象者】
※ただし、課税者の扶養家族や生活保護受給者の場合は対象外となります。

②支給額・・・支給対象者1人につき15,000円(1回限り)。



2. 申請

①申請書の送付

4月上旬に対象者へ申請書を送付します。返信用封筒により郵送で申請してください。郵送以外の申請は、役場『給付金窓口』または下記の巡回受付をご利用ください。

日 時	地 区	会 場
5月16日(火) 9:30～12:00	大丸地区	大丸地区農業構造改善センター
5月17日(水) 9:30～12:00	菱田地区	菱田農村環境改善センター
5月18日(木) 9:30～12:00	立小野地区	立小野ふれあい館
5月19日(金) 9:30～12:00	持留地区	持留地区農業構造改善センター
5月23日(火) 9:30～12:00	中沖地区	中沖地区公民館
5月24日(水) 9:30～12:00	野方地区	野方農村環境改善センター

②申請書の受付期間

4月10日(月)～7月11日(火) ※郵送は7月11日付け消印まで有効です。
申請期間を過ぎると給付金は受け取れません。 ※土・日・祝日は受け付けできません。

③必ず添付する確認書類は次のとおりです。申請書の裏面に必ず添付してください。

- 本人確認書類(支給を受ける方全員で、また申請書に印字してある氏名の後に押印も必要です。)
運転免許証、保険証、旅券、年金手帳、マイナンバーカード(顔写真入り・通知カード不可)などで本人が確認できる公的身分証明書の写し。
- 振込先口座の確認資料
受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し。なお、昨年度と同じ口座へ振り込みの方は必要ありません。

★注意★

給付金をかたる『振り込め詐欺』や『個人情報の搾取』にご注意ください。町や県、厚生労働省などが手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。また、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることも絶対にありませんので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】 大崎町役場 保健福祉課 社会福祉係
『臨時福祉給付金』担当 ☎099-476-1111(内線162)